県 紋 章

群馬県報

つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和７年３月１１日（火）　第１０２８０号

■ 目　　次

ページ

規　　則

○群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域創生課）　2
○群馬県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則（介護高齢課）　6

告　　示

○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）　7
○道路の区域変更（道路管理課）　7
○道路の供用開始（同）　7
○道路の区域変更（同）　8
○道路の供用開始（同）　8
○同　8
○河川区域変更による廃川敷地等（河川課）　9

公　　告

○都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧（都市計画課）　9

監査委員公告

○監査結果に基づく措置状況　9

病院事業告示

○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正（経営戦略課）　２４

■規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次に公布する。

令和七年三月十一日

群馬県知事　山本一太

群馬県規則第八号

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（軽微な事項の変更）

第七条の二　条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　開発事業の名称の変更

二　工事着手及び完成の予定年月の変更

三　前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

２　前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業計画変更届出書（別記様式第一号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（軽微な事項の変更）

第十三条の二　条例第十八条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　開発事業の名称の変更

二　工事着手及び完成の予定年月日の変更

三　前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

２　前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業変更届出書（別記様式第五号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

別表第一の一の項㈤を次のように改める。

㈤　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域内の土地に関する事項

別表第三の一の項㈢イ㈡中「調整池技術基準」の下に「（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合は、別に定める防災調節池技術基準）」を加え、同表付表八の２ただし書を次のように改める。

ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、２０年確率雨量強度を用いることとし、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号ロに規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となる重要な保全対象がある場合は、３０年確率雨量強度を用いることとする。

別表第三付表八中３を４とし、２の次に次のように加える。

３　２の規定にかかわらず、他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第１号の２（規格Ａ４）（第７条の２関係）

大規模土地開発事業計画変更届出書

年　月　日

群馬県知事　宛て

住　所
届出者
氏　名
（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則第７条の２第２項の規定により、開発事業計画の変更を届け出ます。

１　開発事業の名称及び目的

２　開発区域の位置、区域及び規模

（１）位　　置

（２）区　　域

（３）規　　模

３　変更届出事項

事　　項	変　更　前	変　更　後
１　変　更　事　項		
２　変　更　理　由		

注　開発事業計画協議書に添付した図書に、変更前については黒書、変更後については赤書したものを添付すること。

別記様式第二号中「あて」を「宛て」に、

２　変更理由

を

２　変更理由

に改める。

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。

別記様式第５号の２（規格Ａ４）（第１３条の２関係）

大規模土地開発事業変更届出書

年　月　日

群馬県知事　宛て

住　所
届出者
氏　名
（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則第１３条の２第２項の規定により、開発事業の変更を届け出ます。

１　開発事業の名称及び目的

２　開発区域の位置、区域及び規模

（１）位　　置

（２）区　　域

（３）規　　模

３　開発事業の変更事項

事　　項	変　更　前	変　更　後
１　変　更　事　項		
２　変　更　理　由		
３　承認（変更承認）年月日	年　月　日　群馬県指令　第　号	

注　開発事業承認申請書に添付した図書については、変更部分の上段に変更内容を赤書したものを添付すること（図面等については、別葉に変更前後の内容を記載したもので可）。

別記様式第六号中「あて」を「宛て」に、

２　変更理由	

を

２　変更理由	

に改める。

附　則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、別記様式第二号及び別記様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

群馬県知事　山　本　一　太

群馬県規則第九号

群馬県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成二十年群馬県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

３　指定市町村事務受託法人の指定を受けた者は、前項の規定によるほか、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 告　示

◎群馬県告示第５６号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第２項の規定により、令和５年群馬県告示第１４４号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

１　解除する区域　邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺３４７番１の一部

２　指定に係る特定有害物質の種類　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第２項の基準に適合していない特定有害物質の名称　鉛及びその化合物

３　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

◎群馬県告示第５７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
県道	藤岡本庄線	藤岡市森字飯玉久保１３９番の１地先から同市同字北口１５７番の１地先まで	前	８．４～１８．９	１４５．０
			後	８．６～１９．３	１４５．０

◎群馬県告示第５８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	藤岡本庄線	藤岡市森字飯玉久保１３９番の１地先から同市同字北口１５７番の１地先まで	令和７年３月１１日

◎群馬県告示第５９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字木馬瀬１８６７番の５地先から同市同字同１８５０番の８地先まで	前	４．６～６．３	９６．４
			後	６．３～１０．３	９６．５

◎群馬県告示第６０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字木馬瀬１８９２番の１０地先から同市同字同１８５０番の８地先まで	令和７年３月１１日

◎群馬県告示第６１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	前橋赤城線	前橋市上細井町字西冷田２０４４番の１地先から同市同字同１９６３番の１地先まで	令和７年３月１１日

◎群馬県告示第６２号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第４９条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

１　河川の名称　利根川水系　一級河川阿能川

２　廃川敷地等が生じた年月日　令和７年３月１１日

３　廃川敷地等の位置　利根郡みなかみ町湯原字若栗９５３番３地先

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地　１６９．４０㎡

■　公　　告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により、太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

１　都市計画の種類及び名称　太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業

２　都市計画の変更年月日　令和７年２月２１日

３　縦覧場所　群馬県県土整備部都市計画課、大泉町都市建設部都市整備課及び太田市都市政策部市街地整備課

■　監査委員公告

◎監査公表第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定により、令和５年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和７年３月１１日

群馬県監査委員　石　原　栄　一
同　平　田　　稔
同　大　和　　勲
同　川野辺　達　也

（下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。）

■　対象とした教育委員会事務局事業等に関する監査結果及び意見

１　教育委員会　総務課（学びのイノベーション戦略室）

意見	改善措置

１　群馬県デジタル窓口のうち、教育関連情報の登録者について （３５頁） 　群馬県デジタル窓口の友だち登録の数及び教育関連情報の配信登録の数が測定できるのであるから、登録者数や登録割合を１つの目標として掲げ、それを達成するように取り組むことが望ましい。	直近１年間（Ｒ５．４～Ｒ６．３）の登録者数は 57,371 人から 58,013 人（＋６４２人（＋１．１％））に伸びている。 内容の充実を図ることで、この伸び率を維持し、令和１１年３月末までに 60,000 人の登録者数を目指す。 そのために、令和６年８月に教育委員会ホームページに登録方法等の周知のためのページを新たに作成した。
２　民間企業と連携したデータ活用の活性化について （３６頁） 　学校現場でも利用できるデータの集計を検討するとともに、費用面を含め早急に課題を解決する必要がある。	民間企業と連携した ICT を活用した心の健康観察は、子供の心の SOS の早期発見・対応等に大変有効であった。 これらの成果を踏まえ、令和６年９月に Google フォームを使った汎用ツールを教育委員会総務課で作成（費用負担なし）し、ホームページへの掲載、研修会の実施、成果の周知等を行いながら、活用を促進した。

２　教育委員会　管理課

意見	改善措置
３　特別教室及び体育館のエアコンの設置について （４０頁） 　県立高校の普通教室のエアコン普及率は１００％だが、特別教室及び体育館の設置率が全国平均と比較して低い。特別教室は令和５年度及び６年度予算での設置を進めているが、体育館については令和６年度から５年間での整備を目指し予算要求中である。 　体育館へのエアコン設置は、熱中症という命に係わる問題であり、また災害の避難所にもなるため、高校の統廃合等も検討したうえで、存続させる施設に対しては、優先的に予算を計上することが望ましい。	令和６年度は県立高校体育館１０棟分の空調設置工事費及び県立学校体育館２５棟分の設計委託費に係わる予算措置を行った。令和７年度以降も計画的に設置するため、引き続き設計委託費及び工事予算を要求する。
４　各高校における冷暖房機器の稼働について （４１頁） 　冷暖房機器の稼働については、管理課及び健康体育課において規定された「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準（標準）」をもとに各高校で作成した自校用の運用基準に基づいて行われている。 　しかし、実際には、効きが悪い教室もあり、体調不良を訴える学生や、風邪をひきたくない受験生が授業を休むなどの実害が生じている。各校において、実情に合わせた柔軟な対応をすることが望ましい。	令和６年５月に各校に対して「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準（標準）」を再周知するとともに、児童・生徒の健康を第一に考え、適切にエアコン等の運用を行うよう指導した。 －運用基準（抜粋）－ （２）特別な状況における使用 　温熱環境は、湿度や個人の冷温感等により影響されやすいものであるため、教室の環境維持に当たっては、温度のみで判断せず、生徒の健康を損なう恐れがある場合は、学校長の判断により、上記に規定する原則の範囲外であっても、エアコン等を使用できることとする。
５　保全工事の実施計画（計画と実績）について （４２頁） 　保全工事を実施する際には、当該工事を選定した客観的理由を示すことが望ましい。	令和６年度から、当該工事を選定した理由を示せるよう記録を始めた。
６　群馬県高等学校等奨学金貸与について （４３頁） 　群馬県高等学校等奨学金貸与事業は、令和４年度をもって廃止されたが、利用頻度が極	事業の必要性を含め、業務の見直しを日頃から検討しており、その結果、令和４年度に廃止したものである。

めて低く、より早期に廃止すべきであったと考えられる。	
7　太田高校エレベーター設置工事設計業務委託の随意契約について （４４頁） 　緊急性を理由として、安易に随意契約を締結すべきではない。	原則通り、競争入札を第一に執行していく。
8　伊勢崎特別支援学校再編整備事業基本設計業務委託の随意契約について （４５頁） 　過去の実績等で安易に随意契約とすべきではなく、原則通り競争入札を第一に検討する必要がある。	原則通り、競争入札を第一に執行していく。
9　私費会計のルール厳格化について （４５頁） 　平成２０年以降に県立学校の私費会計について取扱指針等が設けられたものの必ずしも遵守できていない状況である。また、当該指針等は平成２３年以降改訂が行われておらず実態に即していない部分もある。 　管理課、高校教育課は、事務長会等と協力して再度指針等を見直し実態に即した改訂等を行うべきである。	高校教育課、群馬県公立高等学校事務長会等と協力し、当該指針等の見直しを進め、実態に即した改訂を令和６年度中に行う。

3　教育委員会　学校人事課

指摘	改善措置
1　非常勤講師の付随業務に対する適切な賃金の支払について （５８頁） 　非常勤講師に対し、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払うことのできる仕組みを整えるべきである。 　このような制度は、各高校が独自に作成するのではなく、各高校や非常勤講師らの意見を聴取した上、県教育委員会として作成するのが望ましい。	令和６年４月～７月に他県状況の確認及び学校と非常勤講師からの意見聴取による実態調査を行った。 　これらの調査結果を基に、令和７年度からの施行に向けて付随業務に係る報酬の適切な支払い方法を検討し、実績に応じて報酬を支給できる仕組みを整えるべく対応方針をまとめた。
2　事務職員等に対する適切な時間外勤務手当の支給について （６０頁） 　教育職員以外の学校職員である事務職員等に対し、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うべきである。	令和６年６月～７月に、在校等時間記録ファイルに記載された時間外在校等時間と時間外勤務命令に基づく手当支給の対象時間の乖離が大きい職員に対してヒアリングを行った。 　ヒアリング結果を踏まえ、全校に対して実態調査を行い、乖離している時間の中に時間外勤務を命ずるべき勤務が確認できた場合には時間外勤務手当を支給する。 　また、今後、全校に対して、時間外勤務手当の支給も含め、時間外勤務に係る事前命令に関して、適正に対応するよう指導するとともに、時間外在校等時間の適正な管理について指導する。

意見	改善措置

１０　総労働時間の把握について （６２頁） 　教職員の健康確保の観点から、兼業については兼業従事後に管理職に実績を報告させるなどし、管理職が各教職員の兼業と併せた総労働時間を把握する仕組みを整備すべきである。	本県の在校等時間記録ファイルで管理できる時間は、職員個人の総労働時間ではなく、職員の「在校等時間」である。令和６年度中に、兼業従事する場合、在校等時間記録ファイルで管理する時間と兼業許可申請の内容を確認し、学校において総労働時間を管理するよう指導する。
１１　教育職員ごとの兼業許可申請について （６３頁） 　複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合においても、教育職員それぞれの個別の事情を判断するため、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認し、副申書に記載すべきである。	令和６年６月以降の兼業許可申請について、従事日及び従事時間をまとめた一覧表に職員一人ひとりがサインをしたことを校長が確認した上で申請を行うこととした。
１２　兼業許可申請の有無について （６４頁） 　兼業は事案が多岐にわたることから、兼業許可申請の有無に付き県教育委員会として従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要があるため、事前の問合せを行うよう、県内の全教職員に周知徹底を図るべきである。	令和６年６月以降、教職員が初めて申請を行う兼業案件については、事前に管理職に相談するよう周知するとともに、管理職で判断できない案件については、学校人事課に事前に相談することを徹底した。
１３　いわゆる「持ち帰り残業」を含めた労働時間の把握について （６４頁） 　教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めるため、いわゆる「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握に努めるべきである。	「持ち帰り残業」の時間については、在校等時間記録ファイルの自動記録機能では把握できないため、各職員が手入力し、各学校において管理するよう指導しているが、令和６年３月に各学校に改めて徹底するよう通知した。
１４　長時間労働の抑制について （６５頁） 　現在の教職員の長時間労働を速やかに抑制するため、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言Ｒ５」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会発表の「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域移行』の推進～【提言Ｒ５】」等に示された提言の実行に努めるべきである。	「提言Ｒ５」を周知し、各学校が提言の実行に取り組んだ結果、県立学校の時間外在校等時間は縮減した。 　加えて、令和５年１２月に「提言Ｒ６」を発出し、「廃止・縮小・ICT 化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、各学校等に対して周知し、実行に努めるよう指導した。 （参考：高等学校における月４５時間超の教職員の割合 令和４年４月：３１．３％、令和５年４月：２８．７％、 令和６年４月：２７．１％）

４　教育委員会　高校教育課

意見	改善措置
１５　学校評価制度の充実化について （７２頁） 　高校教育課としては現状各学校の評価結果を十分に利活用できていない可能性があるため、県立高校全体として魅力度増加により力を入れるべく、評価項目再設定の可否やアンケート方法の改訂（有効活用事例の展開）等、改善を指導して充実させていくべきである。	制度の形骸化を見直す観点から、令和６年４月開催の副校長・教頭研究協議会及び教務主任研究協議会にて、改めて学校評価制度の目的を確認させ、有効活用事例を周知した。 　各学校の改善状況については令和６年度末の集計結果で確認し、評価結果を有効活用できる体制を整備する。 （意見を付された３校については、令和６年１２月までに対応済み）

１６　BYOD について （７３頁） 　来年度の BYOD の開始に向けて様々な課題があるが、教員の負荷軽減など生徒、保護者、教職員を含め利害関係者に不公平感のないような制度を設計すべきである。	令和６年度開始時までに、保護者に対しては、購入支援金や端末貸与により負担軽減を図った。また、生徒が使用する端末が貸与端末から OS の異なる BYOD 端末に移行したことで、教職員の負担が増大しないよう、異なる OS でも対応可能なサービスを利用することとした。生徒端末に不具合が生じた場合は、学校保有の予備機等で対応した。
１７　県立学校定員の抜本的な見直しについて （７３頁） 　定員割れの状況が継続することで競争力が乏しくなり、各学校の魅力度を増したとしても限界があると考えらえる。 　県として県立高校の定員数については抜本的に見直すことも視野にいれるべきである。	第２期高校教育改革推進計画に基づき、再編整備計画を推進している。地区別の中学校卒業者見込数の減少等を踏まえ、学科の地域バランス、地域のニーズ、生徒・保護者の希望等に配慮しながら、全県を視野に、学科・コースや定員等の見直しを進めていく。
１８　キャリア教育の推進について （７４頁） 　キャリア教育推進の一環として社会人講師活用事業を実施しているが、特定の高校に集中しているため、県に要請できる範囲（高校）を見直し、より多くの高校へ特別講師を派遣することを検討すべきである。	社会人講師活用事業のうち、特別講師派遣事業は芸術科とスポーツ科を設置している西邑楽高校のみを対象としている。現状の見直しを含め、他の高校の他の学科も対象とする事業となるよう令和６年度中に要綱改正を実施する。
１９　オンライン相談窓口の増員（強化）について （７５頁） 　高校生等の相談内容は多岐にわたるため、２名の相談者を１名の相談員が同時に対応することはサービス内容の低下につながる恐れもある。近年の増加傾向を踏まえ、相談員の増員を含めた検討を早急に行うべきである。	令和６年度から心と学びのサポートセンター「つなぐん」との連携により、相談者が必要とする場所との「つながり」や、学びの選択肢の「広がり」の提供等、サービスの充実を図るとともに、相談日を１４日（Ｒ５：６６日→Ｒ６：８０日）増やすことで１日当たりの相談者数を緩和し、対応の質を確保するなど、窓口を強化した。

5　教育委員会　特別支援教育課

意見	改善措置
２０　高等特別支援学校の認知度向上について （７７頁） 　高等特別支援学校の授業料は普通科の高等学校とは異なり、所得制限に関係なく全ての生徒が無償であるが、当該事実が周知されていない可能性が高いと思われる。 　入学者数増加に向けて授業料が無償である点をより周知していくべきである。	高等特別支援学校の認知度向上に向けて、令和６年度に開催する学校説明会から、職業教育をはじめとする教育内容等の周知だけでなく、授業料が無償である点についても積極的に周知した。
２１　ICT の契約について （７８頁） 　随意契約においては、第三者から見ても納得のいく形で締結するとともに、見積合わせの省略には合理的な理由を記載し決裁を行うべきである。	第三者から見ても納得のいく適正な形で契約を締結することを徹底した。また、令和６年度以降の事業に係る契約について、見積合わせを省略する際には、合理的な理由を明記することを徹底した。

■　往査した県立高等学校等（全１３校）に関する監査結果及び意見

1　前橋高等学校

意見	改善措置

２２－①　学校評価のアンケート記載方法について （９９頁） 　保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	令和６年７月に実施したアンケートから選択肢（「わからない」「未回答」も可の設定）の追加を行った。
２３－①　公費との明確な区分について （９９頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（体育館用パイプ椅子、食堂の消耗品や記念会館（蚊龍館）の修繕費など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費について、担当課へ漏れなく予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２４－①　県への報告資料への未記載の会計について （１０１頁） 　積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	令和６年度以降、すべての私費会計について、管理課への報告資料へ記載した。
２５－①　備品の管理について （１０２頁） 　有姿除却になっているもの、台帳に記載があるが使用されていないものが散見された。廃棄費用がなく処理できないのはやむをえないが、有姿除却や使用していない備品は、各部屋に放置しておくのではなく、それが分かるようにしておくべきである。	令和６年度中に有姿除却や使用していない備品は１か所にまとめて保管した。 また、廃棄費用の確保を行い、廃棄手続きを進める。
２６－①　蔵書点検について （１０２頁） 　蔵書点検は毎年計画的に実施すべきである。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和６年１０月に蔵書点検要項を定めた。
２７－①　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１０３頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	職員の年次有給休暇取得状況を定期的に把握し、最低５日の年次有給休暇が取得できるよう、職場環境の改善に努める。 また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

２　前橋商業高等学校

意見	改善措置
２３－②　公費との明確な区分について （１１３頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（第一体育館交換用ハ	公費で負担すべき経費について、担当課へ漏れなく予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

ロゲンランプ、体育館用ジェットヒーター修繕など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	
２８－①　薬品の管理について （１１４頁） 　薬品を定期的に点検し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。	令和６年度から原則、毎年１０月に、所有する全ての薬品点検を２名の理科担当教員により行う管理体制を整えた。薬品管理簿の記載については、複数の薬品がある場合、個々の量を記載できるように改善した。
２９－①　産業医等による面談の促進について （１１５頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	１か月あたりの在校時間等記録が８０時間を超えた教員に対し、管理職で情報を共有するとともに、個別に校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき長時間労働による健康被害について説明し、産業医との面談を継続的に推奨する。 　さらに、負担となっている業務を減らせるよう支援する。
２７－②　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１１５頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和６年７月、年次有給休暇取得率の低い教職員に対し、個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で、年次有給休暇の取得を推奨した。また、部活動大会後は、積極的な年次有給休暇の取得を朝会で管理職から勧めた。

3　伊勢崎工業高等学校

意見	改善措置
２３－③　公費との明確な区分について （１２８頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（網戸設置工事、体育館電灯修繕、トイレ修繕、体育館暗幕取り付け工事、生徒検診用器具レンタル代など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２５－②　備品整理票について （１２９頁） 　備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。	県財務規則第２３１条の規定に基づく毎年度８月中に行っている現品確認調査の際、備品整理票の有無も確認し、貼付されていない場合には、貼付あるいは記載した。

指摘	改善措置
３－①　薬品の管理について	「管理簿」は、これまでのものを継続的に使用しなが

（１２９頁） 　薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に１度でもよいので、棚卸は全部の薬品を一斉に実施すべきである。	ら、同種類の薬品が複数ある場合には、合計の重量でなく、それぞれの重量について記載するよう令和６年４月より実施した。 　薬品の使用については、平成３０年度まで使用していた「使用簿」に「いつ、誰が、どの程度使用したか」を使用する度に記載するよう令和６年４月以降行った。 　棚卸は、担当する全職員が毎年３月に一斉に行うよう改め、令和７年３月から実施する。また、不用な薬品等については、処分費を担当課に要求した。

意見	改善措置
２９－②　産業医等による面談の促進について （１３０頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止対策実施要綱及び運用通知に則り、面談の勧奨を行っている。また、産業医等の存在や役割と、面談の申出について教職員に周知した。 　面談を実施しなかった場合、該当者に長時間労働のリスクを十分説明し、継続的に勧奨する。

４　高崎女子高等学校

意見	改善措置
３０　私費会計の事業内容について （１４０頁） 　私費会計の事業内容について明確にすべきである。	私費会計の見直しを行い、業務内容の明文化を行う。
２３－④　公費との明確な区分について （１４１頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（特別教室等のカーテン・暗幕整備、体育館ネット更新工事、窓ガラス清掃など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費については、担当課へ漏れなく予算要求を行った。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２６－②　蔵書点検について （１４２頁） 　蔵書点検は、毎年計画的に実施すべきである。	令和５年度については年度末に実施した。計画的に蔵書点検を実施するため、令和６年１０月に蔵書点検要項を定めた。
２９－③　産業医等による面談の促進について （１４２頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	時間外勤務時間が８０時間を超えた職員に対しては、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医と連絡をとり、面談を強く勧めていく。産業医との面談が実施できなかった場合には、管理職が面談を行い、健康状態や業務内容等について把握し、メンタルヘルス相談や各種相談事業を利用するよう助言する。

２７－③　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１４３頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	長期休業や定期考査の前などに年次有給休暇を積極的に取得するよう周知した。 　また、取得率の低い教職員については状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

5　安中総合学園高等学校

意見	改善措置
２６－③　蔵書点検について （１５６頁） 　蔵書点検は、計画的に実施すべきである。 　また、所在不明の状態が３年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和６年１０月に蔵書点検要項を定め、継続して３年以上の所在不明な本については除籍処理を行った。蔵書点検に加え、日常的に貸出本の返却確認を行い、未返却の解消に努める。

指摘	改善措置
３－②　薬品の管理について （１５６頁） 　薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に１度は棚卸を実施すべきである。	令和６年５月に薬品管理簿の様式を見直し、使用日・使用者・使用量を明記できるものに変更した。また、保管薬品一覧表を作成し、年１回（令和６年度は８月）棚卸を行い管理することとした。その際、不用薬品は一カ所にまとめ、予算の範囲内で順次廃棄処分していく。廃棄が複数年にわたる場合は、管理課と相談の上、計画的に実施する。

意見	改善措置
３１　事務職員の増員について （１５７頁） 　県内最多の系列を持つ高校であり、かつ、定時制も設置されているという実情を踏まえ、事務職員１名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。	令和４年６月時点の事務職員４名の時間外在校等時間の合計は月１６７時間程度であったが、業務分担の見直し等を図った結果、令和６年６月時点では４名合計で月４８時間程度となった。
２９－④　産業医等による面談の実施状況の把握について （１５８頁） 　現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。 　また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を	毎月の在校等時間記録集計時に面談対象者を把握し、校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医との面談を継続的に促す。その際、長時間労働の原因や職員が抱えているストレスについても把握する。 　面談実施については随時確認し記録する。未実施の場合は、対象者の過度の負担にならないよう注意しつつ、長時間労働が健康等に及ぼす影響について説明し、面談へと繋げていく。

検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	
２７－④　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１５９頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	管理職は、普段から年次有給休暇等の取得がしやすい環境づくりに努めるとともに、長期休業前の職員会議や研修の場面を活用し、年次有給休暇等の積極的な取得について周知した。部活動等で取得できない教職員に対しては、生徒の健康維持も視野に入れながら取得を促した。 　長期休業中は管理職も積極的に休暇等を取得し、教職員全体で心身のリフレッシュを図る。 　また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。
３２　私費会計の管理徹底について （１６０頁） 　私費会計の決算残高について会計帳簿と通帳（実際の現物残高）とが一致しない会計があった。残高の管理については管理方法の見直しを含め再検討すべきである。	会計担当者は、令和６年度より私費会計取扱指針等に基づき、四半期ごとに会計報告書を作成し、管理職を含め複数人で出納簿と通帳残高の確認を行った。また、保護者あて会計報告書の作成の際には、金額の転記ミス等がないよう細心の注意を払う。 　会計書類の作成には、群馬県公立学校事務職員会作成の私費会計プログラムを活用し、予算書・入出金回議書・出納簿・決算報告書までを一元管理することで、業務の負担軽減を図る。
２３－⑤　公費との明確な区分について （１６１頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（農場管理実習室照明器具交換、AED 年間リース契約料、プリンター関連消耗品）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	私費会計取扱指針等に基づき、公費負担とすべきと思われる費用については、公費予算で支出することとし、その際、必要に応じて担当課へ協議し、予算確保ができるよう努めた。また、定期的な支出で公費負担とすべきものについては、次年度予算要求に組み入れ、予算確保に努めた。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

6　藤岡中央高等学校

意見	改善措置
２５－③　備品の管理について （１７８頁） 　毎年８月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要があり、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。	８月に備品の現物確認を実施し、備品整理票が貼付されていないものや、古くて文字が見づらいものは新しいものを貼付した。また、不明な物品については、除却処理を行った。

指摘	改善措置
４　蔵書点検について （１７９頁） 　早急に蔵書点検を実施すべきである。また、所在不明の状態が３年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和６年１０月に蔵書点検要項を定めた。 　また、データコレクタ付バーコードリーダーを３台購入（令和６年６月）した。生徒を含めた複数人での蔵書点検を実施（７～８月）して、現在の正確な蔵書の確認を行った。また、所在不明の書籍については、除籍処理を行った。

意見	改善措置
２８－②　薬品の管理について （１８０頁） 　薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。 　また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量もきちんと把握しておく必要がある。	令和６年４月から薬品使用記録簿で、使用者、使用量、残量を管理し、その記録簿と薬品点検簿のデータを薬品台帳で把握できるようにした。
２９－⑤　産業医等による面談の促進について （１８０頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	１ヶ月当たりの時間外在校等時間が８０時間を超えた教員等に対し、情報を通知するとともに個別に校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき長時間労働が心身に与える影響を十分に説明し、産業医等との面談を継続的に促す。
３３－①　同校における働き方改革の県全域への拡大について （１８１頁） 　教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。	令和５年１２月に「提言Ｒ６」を発出し、「廃止・縮小・ICT 化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、全県に周知した。 　また、学校人事課において、各学校から報告された在校等時間記録ファイルを毎月集計し、その結果を各学校にフィードバックしている中で、各学校で行っている好事例を紹介し周知している。 ※学校人事課において措置済み
２７－⑤　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１８２頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	取得率の低い教職員には、個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で、年次有給休暇の取得を促した。また、長時間労働と思われる教職員には、健康面も含めて説明し、業務の見直しを行った。
２３－⑥　公費との明確な区分について （１８２頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（送迎車誘導看板設置、灯油など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	当初予算要求や建物の長寿命化等、学校として、公費で負担すべき経費について、担当課へ予算の要望をした。併せて、生徒の安全･安心な学び場を確保しながら、私費の有効的な執行に努めていくこととした。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

7　沼田女子高等学校

意見	改善措置
２２－②　学校評価のアンケート記載方法について （１９２頁） 　保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、	令和６年１２月に実施したアンケートから保護者が設問内容を判別できるように文言を変更した。「わからない」「未回答」も可等を追加した。

保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	
２９－⑥　産業医等による面談の促進について（１９２頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	全ての教職員に長時間労働が心身に与える影響について職員会議等で説明を行う。また、在校時間記録にて長時間労働職員を把握し、管理職間で情報共有を行うとともに、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき対象者に面談を継続的に促す。
３３－②　同校における働き方改革の県全域への拡大について （１９３頁） 　教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。	令和５年１２月に「提言Ｒ６」を発出し、「廃止・縮小・ICT 化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、全県に周知した。 　また、学校人事課において、各学校から報告された在校等時間記録ファイルを毎月集計し、その結果を各学校にフィードバックしている中で、各学校で行っている好事例を紹介し周知している。 ※学校人事課において措置済み
２７－⑥　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （１９４頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和６年４月、職員会議において、学校人事課から示された「学校職員の休暇等について」を配布し、休暇取得に対する意識付けを行った。また、比較的休暇が取りやすい定期試験や長期休業時期には、管理職から声掛けを行い、休暇取得を促す。 　また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。
２３－⑦　公費との明確な区分について （１９５頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（進路資料室・学習室３室 LED 照明交換）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費については、担当課へ丁寧に説明し、予算要求を行った。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

８　吾妻中央高等学校

意見	改善措置
２８－③　薬品等の管理について （２０６頁） 　「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正の際は、修正テープを使用せず、二重線で訂正すべきである。	令和６年５月、管理簿の記載に当たっては、記載事項を十分に確認したうえで記入し、やむを得ず訂正する場合は、二重線で訂正することを担当職員で申し合わせ、適正な薬品・農薬の管理を確認した。
２３－⑧　公費との明確な区分について （２０６頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（別製生徒用机 H820mm １台、体育館グリップ回復剤塗布など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの	計画的な予算執行を徹底し、公費で負担すべき経費は、担当課へ漏れなく予算要求した。 　担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	
３４　私費会計の管理方法の他校への展開について （２０７頁） 　同校では令和５年度より私費会計について通帳を１つにして管理している。現物管理面でのリスク低減、会計と現物の照合頻度の短縮化によるメリットは多いと考えられるため、他の県立高校においても、預かり金会計で類似の会計を統合する際には１つの案として参考にすべきである。	私費会計取扱指針等の見直しを行う際の参考として、管理課へ一つの事例として紹介した。
２９－⑦　産業医等による面談の促進について （２０８頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	該当教職員には個別に校長面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医との面談を継続的に推奨する。産業医との面談が実施できなかった場合は、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、必要に応じて休暇取得を勧める。
２７－⑦　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （２０９頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	取得率の低い教職員には個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

9　太田高等学校

意見	改善措置
２３－⑨　公費との明確な区分について （２２０頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書、事務補助員給料、普通教室等カーテン更新など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２４－②　県への報告資料への未記載の会計について （２２１頁） 　すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	学校徴収金調査の回答にあたり、すべての私費会計について、漏れなく報告を行った。

２８－④　薬品の管理について （２２２頁） 　各薬品の薬品管理簿を作成し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。	令和６年６月に新たな薬品管理簿を作成し、管理状況や数量等の点検結果を定期的に管理職に報告する体制を構築した。
２９－⑧　産業医等による面談の促進について （２２３頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	時間外勤務時間が８０時間を超えた教職員に対し、教頭が状況確認と指導を行っていたが、校長を交えた三者で行い、健康状態の確認と健康管理の指導を徹底するとともに、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医の面接による保健指導の申出を継続的に勧奨する。
２７－⑧　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （２２３頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和６年４月までに学校全体の業務軽減対策として、学校行事の精選整理や課外授業日の削減を行った。取得しやすい時期である長期休業期間や定期考査期間に、教職員全員に取得促進を周知するとともに、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

10　太田フレックス高等学校

意見	改善措置
２２－③　学校評価のアンケート記載方法について （２３７頁） 　保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	令和６年１２月に実施したアンケートから質問項目の前に ＊「はい」「いいえ」の判断が難しい項目については未回答も可の文言を書き加えた。
２７－⑨　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （２３７頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	職場の雰囲気づくりや働き方改革の更なる推進を図るとともに、年次有給休暇の取得日数の少ない教職員に対しては、その理由等について管理職による個別の面談を行った（令和６年５月実施済み）。 その上で、具体的には、月１回程度を目安に年次有給休暇取得日をあらかじめ設定し、午前に出張がある場合には午後の年次有給休暇を積極的に取得（午後に出張がある場合には午前の年次有給休暇を積極的に取得）するなどの対策を図った。
２３－⑩　公費との明確な区分について （２３８頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書雑誌代、製氷機など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

２８－⑤　薬品の管理について （２３９頁） 　薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机（未施錠）の中に置かれているが、施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。	令和６年４月から薬品庫の鍵は職員室に置き、薬品庫鍵貸出簿に記入し、借りた当日に鍵は返却する体制を整えた。また、年度末に薬品庫内の薬品を確認し、使用量等について、台帳と照合し、現物確認をすることとした（令和５年度は令和６年３月実施）。また、液浸標本は鍵のかかる棚で管理することとした。

11　桐生高等学校

意見	改善措置
２３－⑪　公費との明確な区分について （２５５頁） 　一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（ハンドボールコート防球柵設置、漏水調査及び修繕費など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校運営上で必要な経費においては、日頃から現状把握を行い、公費負担か私費対応かを改めて精査することとし、公費で負担すべき経費については、管理課又は主管課へ協議し、漏れなく予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２９－⑨　産業医等による面談の促進について （２５７頁） 　産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	毎月の在校等時間記録の集計で把握した、１月当たりの時間外及び休日労働が８０時間を超えた教職員に対しては管理職による面談を実施し、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医等との面談を継続的に促す。産業医等の面談に応じない教職員に対しては、改めて管理職による面談を実施し、長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、メンタルヘルス相談や教職員カウンセリング事業等を利用するよう助言し、教職員が相談しやすい環境を整える。
２７－⑩　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （２５８頁） 　年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	日頃から職員会議や校内研修の折に触れ、管理職は年次有給休暇等の休暇取得について職員の理解が得られるよう周知した。 特に取得率の低い教職員に対して管理職は個別に面談を実施し、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。 また、長期休業中において、管理職も積極的に休暇を取得するようにし、休みやすい環境づくりに取り組むこととした。

12　前橋高等特別支援学校

意見	改善措置
２９－⑩　産業医等による面談の実施状況の把握について （２６８頁） 　現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。	令和６年度より、以下のとおり実施する。 毎月の在校等時間記録の集計後、その月の時間外及び休日労働が８０時間を超えた職員に対し、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき安全衛生責任者から通知を手渡し、産業医との面談を継続的に促す。 衛生推進者（養護教諭）は、該当職員が面談を受けやすい日時を確認し、産業医との面談日程の調整を行う。調整後の日程を教頭または事務長に報告する。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	産業医との面談は校内で実施することとし、当該職員の面談の受けやすさにつなげる。 面談による保健指導の申出の勧奨に応じず、申出をしない職員に対しては、全職員に対して周知しているものではあるが、改めてメンタルヘルス相談や共済組合で実施する各種相談事業（教職員カウンセリング事業、電話・面談・LINE メンタルヘルス相談）に関する通知やチラシを渡し、各種相談事業の活用を促す。

13　高崎高等特別支援学校

意見	改善措置
２３－⑫　公費との明確な区分について （２７８頁） 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（現場実習用切手代、デジタルカメラ他関連機器など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
２４－③　県への報告資料への未記載の会計について （２７９頁） すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	すべての私費会計について管理課への報告資料へ記載した。
２６－④　図書館の本の管理について （２８０頁） 図書に分類記号等を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理すべきである。	令和６年１１月から図書に分類記号を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理した。
２７－⑪　年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について （２８０頁） 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和５年度中に年次有給休暇の取得促進のため、職場の雰囲気づくりや働き方改革を進め、すべての教職員において令和５年度の年休取得日数は７日以上であった。

■　病院事業告示

◎病院事業告示第１号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成２５年群馬県病院事業告示第３号）の一部を次のように改正し、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月１１日

群馬県知事　山　本　一　太

表県立心臓血管センターの部の人間ドックの項中「６１，６００円」を「６２，７００円」に、「４２，９００円」を「４４，０００円」に、「心臓ドック」を「心臓血管ドック」に、「６８，２００円」を「７１，５００

円」に、「２１，５００円」を「２２，６６０円」に、「２２，７００円」を「２４，２００円」に、「３５，９００円」を「３８，０６０円」に改める。

毎週火、金曜日発行
発　行　群　馬　県
群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111